

「未来投資戦略 2019（仮称）」 国家戦略特区関係（案）

4. 国家戦略特区

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る<再掲>

⇒2018 年 10 月公表時 39 位（前年比 5 位後退）

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る（2012 年 4 位）<再掲>

⇒2018 年 10 月公表時 3 位（前年維持）

(2) 新たに講ずべき具体的施策

国家戦略特区制度については、遠隔服薬指導のより柔軟な実施や外国人起業家の円滑なスタートアップ等に向けて必要な制度改革等に取り組むなど、引き続き、残された岩盤規制改革に集中的に取り組んでいくとともに、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、必要なものから全国展開を加速的に進める。

また、国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現や、地域限定型のサンドボックス制度の創設等を図る⁽¹⁾

i) 「スーパーシティ」構想の早期実現

- ・国家戦略特区制度を基礎に、AI やビッグデータなどを活用し、世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「丸ごと未来都市」を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向け、住民等の合意を踏まえ域内独自で複数の規制改革を同時かつ一体的に進めることのできる法制度の早期実現を図るとともに、Society5.0 に向けた技術的基盤を早急に整備する。

ii) 更なる規制改革事項の追加

(遠隔服薬指導の実証的実施の拡大)

① 都市部での遠隔服薬指導の実施

- ・遠隔服薬指導は現在、過疎地等においてのみ実施できるが、生活習慣病等、継続的に服薬することが必要な疾患を抱える患者は都市部にも多く、遠隔

⁽¹⁾ 「スーパーシティ」構想の実現や、自動車の自動運転、無人航空機（ドローン）、これらに関連する電波利用など、高度で革新的な近未来技術に関する実証実験を迅速・円滑に実施する地域限定型のサンドボックス制度の創設等を内容とする「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を 6 月 7 日に閣議決定し、国会に提出したところである。

診療と併せた遠隔服薬指導のニーズも高いことから、かかりつけ薬剤師・薬局であること等、一定の要件を満たし、かつ患者又は薬剤師・薬局の事情により薬剤師が患者を訪問することが困難な場合において、国家戦略特別区域内における都市部での遠隔服薬指導を可能とするよう所要の制度整備を今年度上半期目途に実施する。

② 過疎地等における遠隔服薬指導のバーチャル特区指定による横展開

- ・ 過疎地等での従来の遠隔服薬指導について、養父、愛知、福岡の3区域以外にも実施のニーズが見込まれることを踏まえ、特定のテーマについて複数の地域を一度に区域指定するバーチャル特区制度を活用し、早期の横展開について、上記都市部での遠隔服薬指導と同じタイミングでの実現を目指す。

(「いつでもどこでもケア」実現のための制度整備)

③ オンライン診療に係る要件の見直しに向けた検討

- ・ 次期診療報酬改定に向けて、オンライン診療料の普及状況を調査・検証し、安全性・有効性が確認された疾患については、オンライン診療料の対象に追加することを検討する。また、オンライン診療の実施方法や実施体制等の要件についても、オンライン診療の適切な普及・促進に向けて必要な見直しを行う。

(資金の流動性の活性化)

④ デジタルマネーによる賃金支払(資金移動業者への支払)の解禁の早期実現

- ・ 賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計が具体化されることを前提に、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、労使団体と協議の上、今年度、できるだけ早期に制度化を図る。その際、併せて、マネーロンダリング等に対して適切な態勢の構築を図る。

(自動走行やドローンなどの実証実験の円滑化)

⑤ 地域限定型の規制のサンドボックス制度の創設

- ・ 自動車の自動走行、ドローンなど近未来技術の実証実験の迅速化・円滑化を図るため、地域限定型の規制の「サンドボックス」制度の創設に取り組む。

(小型モビリティやドローンを活用した新たな交通・物流網の形成)

⑥ パーソナルモビリティ関連の規制の見直し

- ・人の移動を支援する小型で柔軟性の高いモビリティについて、その移動手段の実需も踏まえつつ、他の交通主体と調和のとれた形で安全性が確保されることを前提として、必要に応じ、所要の制度整備について本年中に結論を得る。

⑦ 大型の無人航空機（ドローン）製造許可の緩和

- ・今後の中山間地域での物流に大きな役割を担うものとして自治体からの期待が強い大型の無人航空機（ドローン）について、現場のニーズや関連法制の動向を見極めつつ、国内での開発・製造を円滑にするため、規制・運用の撤廃・緩和・合理化について検討を行い、年内に結論を得る。

(地方における研究開発の加速化)

⑧ 新薬の共同研究開発における麻薬譲渡に関する許可発出手続の迅速化

- ・創薬のために複数の企業が参画した共同研究で複数回の麻薬の譲渡が予定されている場合、初回の譲渡許可申請において、共同研究全体に係る計画書が提出され、複数回それぞれの譲渡の必要性等が説明されることを前提として、厚生労働省において2回目以降の譲渡許可をそれぞれの申請後迅速に行うこととし、この手続を明確化するための所要の措置を今年度上期に実現する。

⑨ 外国医師による治験のための臨床教授実施要件の緩和

- ・医薬品の研究開発に係る第 I 相試験については民間病院に実績とノウハウが蓄積していることから、新薬開発の加速化のため、こうした病院において外国人医師が臨床教授として第 I 相試験を実施する場合について臨床教授等病院（外国人医師が臨床教授を行うことができる病院）の指定要件を柔軟化するよう、早急に検討を行い、今年度上期に結論を得ることを目指す。

⑩ 地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加

- ・地方独立行政法人（試験研究機関型）の業務範囲への出資業務の追加について、国家戦略特区における提案を踏まえ、地方公共団体のニーズや、公立大学法人、国立大学法人、国立研究開発法人等における出資の制度を勘案しつつ、国家戦略特区での対応か一般制度での対応かを含めて、早期に検討を進め、本年中に結論を得る。

(地方創生に貢献する外国人材の活躍促進)

⑪ クールジャパン分野の外国人留学生の就労促進

- ・調理又は製菓の科目を専攻して専門学校の特設課程を修了した留学生が就職できる業務の幅を広げるため、「日本料理海外普及人材育成事業」を拡充し、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても海外普及人材を育成するための所要の措置を今年度早期に講ずる。
- ・調理又は製菓分野における国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業の活用に向けて、関係自治体からの提案に基づき、実務経験10年以上との上陸許可基準の代替措置の妥当性等について、関係府省が一体となって早期に協議・検討を行い、年内に結論を得ることを目指す。

⑫ 外国人起業家受入促進のためのスタートアップビザの制度拡充

- ・国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の事業所確保要件について、地方公共団体と連携する創業支援事業者の提供するコワーキングスペース等でも要件を満たすものとする制度の拡充を図るため、今年度上期までに所要の措置を講ずる。
- ・意欲と能力のある留学生の創業を促進するため、在学中及び卒業後に帰国することなくスタートアップビザへの切り替えを可能とするよう、「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に関連する制度の改正について速やかに検討を行い、早急に実現する。

⑬ 外国人ダイビングインストラクターの就労要件の緩和

- ・拡大するインバウンド需要に対応するため、海外の潜水に関する資格を有し、一定の要件を満たす者は、ダイビングインストラクターとして就労する際に必要となる潜水士免許を潜水士免許試験に合格する以外の方法においても取得可能であることにつき、申請プロセスの明確化に関する所要の措置を年内に実施する。

(復興特区特例措置により実施されている訪問リハビリテーションへの対応)

⑭ 医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱について

- ・東日本大震災の復興特区で活用されている訪問リハビリテーション事業所に係る特例措置が現行計画上今年度末に期限を迎える（福島県を除く）ことを踏まえ、復興特区の医療・介護サービスの提供状況を踏まえたニーズを確認し、利用者の視点から有効性と安全性を引き続き確保した上で、被災地以外の全国的なニーズも確認しつつ、医療機関等以外による訪問リハビリテーション事業所設置の特例措置の取扱について検討し、関係団体の意見を踏まえ、年度内早期に結論を得る。